政令第四百三十三号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項第二号中「ヌまで」を「ヲまで」に改め、同号ハ中「附則第五十九条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同号ニ中「附則第六十条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同号中ヌをヲとし、ホからリまでをトからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　労働者災害補償保険法第六十二条第三項において準用する同法第五十九条第三項　同項に規定する障害年金

ヘ　労働者災害補償保険法第六十三条第三項において準用する同法第六十条第三項　同項に規定する遺族年金

第六条の四第二項第二号中「ヌまで」を「ヲまで」に改め、同号ハ中「附則第五十九条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同号ニ中「附則第六十条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同号中ヌをヲとし、ホからリまでをトからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　労働者災害補償保険法第六十二条第三項において準用する同法第五十九条第三項　同項に規定する障害年金

ヘ　労働者災害補償保険法第六十三条第三項において準用する同法第六十条第三項　同項に規定する遺族年金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の児童扶養手当法施行令第六条の三第二項第二号及び第六条の四第二項第二号の規定は、平成二十八年一月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、平成二十七年十二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十四号

個人情報保護委員会事務局組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局に置く課等）

第一条　個人情報保護委員会の事務局に、総務課及び参事官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個人情報保護委員会の事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　機密に関すること。

三　個人情報保護委員会委員長の官印、個人情報保護委員会印その他の公印の保管に関すること。

四　法令案の作成に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　公文書類の審査及び進達に関すること。

七　個人情報保護委員会の保有する情報の公開に関すること。

八　個人情報保護委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

九　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十一　機構及び定員に関すること。

十二　個人情報保護委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十三　個人情報保護委員会所属の物品の管理に関すること。

十四　官報掲載に関すること。

十五　個人情報保護委員会の事務局の行政の考査に関すること。

十六　国会との連絡に関すること。

十七　個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

十八　特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

十九　特定個人情報保護評価に関すること。

二十　前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会の事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（参事官の職務）

第三条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

二　個人情報保護委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。

附　則

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第七十三号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項及び第二項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。